

習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第7回習志野市農業委員会総会は平成30年7月5日（木曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 1名欠席

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 小川 孝雄	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 9番 葛城 芳一 10番 三代川 彦博

1. 議案審議結果

上 程 0件 承 認 0件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前 11時00分

1. 付議案件

議案なし

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長

皆様、お早うございます。
定刻より若干早いですが皆様がそろいましたので、
只今より、平成30年 第7回
習志野市農業委員会総会を開催いたします。

それでは総会に入ります。
本日の欠席委員は、13番 小川 孝雄委員より事前に欠席の報告を受けております。
よって1名の欠席を含め16名中15名の出席でありますので、本日の
習志野市農業委員会第7回総会は成立いたしました。

次に、議事録署名人について、
「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により
議長より指名させていただきます。
9番 葛城 芳一 委員 10番 三代川 彦博 委員の両名を
指名いたしますので宜しく、お願いいたします。

本日の付議する議案は、ありません。
資料も大変薄く報告事項のみでございます。
報告案件の後に、第6回総会時にその他の事項で審議しました、
軽微な農地改良の届出のその後の報告と農地転用の規定について
お願いしたいと思います。
今後、議案案件が無くても報告事項は必ず有りますので、月に1度
の総会は必ず開催したいと思います。それと同時に事務局には良
いチャンスなので研修会など重複した内容になるかもしれません、
同じ内容を2回、3回と受ける事により知識が身に付きます
ので事務局は、ご協力をお願いします。

それでは、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農
地転用届出書の受理について、及び、報告第2号 農地法第5条第
1項第6号の規定による転用届出書の受理について質問等のある
方は挙手願います。
何か特別にありますか。

事務局、何か補足説明等ありますか。

事務局

．．．．特にありません．．．．．

議 長	<p>転用の届出書の受理通知の発行以外に諸証明の発行が2件ありました。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>諸証明の発行について、説明させていただきます。</p> <p>本日、配布した資料の中に赤字で「見本」と記載したものが有りますのでご覧ください。</p> <p>枠の中に証明の種類として、6種類あります。</p> <p>この内、6月に申請が2件ありました。</p> <p>1件目は、⑤の転用事実確認証明書の発行申請です。</p> <p>この件につきましては、昭和51年に市街化調整区域の土地に個人住宅を建設するために、農地転用許可を千葉県知事から受け、住宅の建設を行いましたけれども、何らかの理由で地目変更登記が行われておらず、現況が宅地であるにも関わらず登記簿の地目が農地のままになっているものです。</p> <p>委員の皆様もご承知のとおり、農地を売買等により所有権移転する場合、農家要件が無いと出来ません。</p> <p>従いまして、登記簿が農地のままでは売買することは出来ないわけで、農業委員会事務局に過去に転用がなされていないか確認の依頼がございました。</p> <p>調べた結果、転用が確認された場合は、転用事実確認証明書を会長名で発行するものです。</p> <p>この発行した、公印を付いた証明書を法務局へ持参し地目の変更手続きを行えば地目の変更が可能となります。</p> <p>今まで、4条・5条転用許可の議案を毎月の様に行ってまいりましたが、その手続きを踏んで現地調査を行い、色々と審査して、県許可が下りた場合は、申請のとおり建物を建てたり、駐車場にしたりと工事に着手できます。</p> <p>その後、工事が終われば工事完了届出書を事務局に提出します。それを受け、地区担当の農業委員と事務局で現地を確認して、許可申請のとおり行っていれば、会長名で県知事宛に工事完了報告の書類を提出いたします。</p> <p>工事完了届出を受け転用事実確認証明書を発行いたします。</p> <p>この転用事実確認証明書を持って法務局で地目変更登記を行う事となりますが、今回の様に工事完了届と転用事実確認証明書をほぼ同時期に発行できるのは、建物の建設が行われる場合で、駐車場や資材置場等は、工事完了届出の申請から6か月後ぐらいに、転用事実確認証明書を発行いたします。</p> <p>このタイムラグについては、駐車場や資材置場は実際に申請のお</p>

りに活用されているか確認をしてから転用事実確認証明書を発行することになります。これは、駐車場や資材置場は資産保有目的での転用を避けるため、大切な農地の保全に務める為のものです。

今回の転用事実確認証明書の発行については、過去に許可が下りている土地で、申請内容のとおり転用してありましたので証明書を発行しました。それを持って地権者は地目変更登記等を行う事に成ろうかと思えます。

2件目の証明は、④受理証明願の発行申請になります。

この受理証明書は、先程と違いまして市街化区域内の農地の転用届出の提出後、何らかの理由で届出書の受理通知を紛失したりして、所有権移転や地目変更等を行うにあたり受理証明書発行依頼があったものです。

この内容は、毎月の報告案件として報告しているもので市街区域内の転用の届出に係るものです。

今回の資料の中で、報告第1号と報告第2号がありますが、この中で報告第1号の農地法第4条の届出書の受理通知が有ります。

また、報告第2号は農地法第5条の届出書の受理通知となります。この報告は、市街化区域内農地の転用でございまして、農業委員会へ届出をし、必要書類の審査等を行い問題無ければ受理書に会長名で公印を押して発行することになります。

この受理書を持って、工事等が終了していれば地目変更申請等の手続きとなります。

法務局では、農地の地目変更をするという事は色々大変な、個人の財産に係る事ですので、土地の所在地の農業委員会会長の公印が押された受理書を添付しない限り、地目の変更とか所有権の移転などは、法務局は行いません。

今回の件は、今年の1月に受理通知を発行したのですが、受理通知書を受け取った側が紛失してしまったとの理由で再度証明書が欲しいとの事で、受理証明にて証明いたしました。

諸証明につきましては、①～⑥まで複数の種類があります。

① 実態証明書、②耕作証明書、③耕作者証明書、④受理証明書、⑤転用事実確認証明書、⑥農地台帳記録事項要約書があります。

いままでは、5番まででしたが農業委員会法が平成廿八年に改正され、農地台帳記録事項要約書というのが有りまして、これは耕作放棄地とか遊休農地が増えておりまして、農地中間管理機構にお貸しして、他の方に耕作していただくという時に必要となるもので、そのような時にお出しする書類となりますが、習志野市の場合は、一度も申請を受けておりません。

<p>議 長</p>	<p>① 実態証明書、②耕作証明書、③耕作者証明書につきましては、主に農地法の3条の許可申請などに使用するものですが、最近は、同じ敷地内でお子さんと暮らしている農家さんも多く居ます。お孫さんを保育所に入所させる時に、祖父母が居るのに面倒を看られないのですかととなります。</p> <p>待機児童が多くなっている中で、その方たちを審査する時に祖父母が面倒を見られないという理由で証明を出すこととなります。</p> <p>耕作日数がそれぞれ明記してありますので審査資料として活用することとなります。農業に従事する日数を年間200日とか300日とか、これだけの面積を耕作しているのであれば、お孫さんの面倒を看ることができない等の証明となります。</p> <p>職業欄が農業と記載されていると、実態把握がなかなか困難な面も多々あります、その様な時に農業委員会で唯一証明書として使用できるものと、最近、発行しているケースが多々あります。</p> <p>証明書が必要であれば、窓口本人が来庁して、或いは委任状をお持ちになったご子息等に申請していただく事ができます。</p> <p>諸証明の発行については、様々な用途目的で異なりますので、その都度、説明を交えて報告いたします。</p> <p>以上で、報告案件の説明といたします。</p> <p>事務局、報告事項の説明ご苦労様でした。</p> <p>この後、時間も有りますので研修会としたいと思います。</p> <p>石渡主幹、宜しく願いいたします。</p> <p>これを持ちまして、平成30年、第7回農業委員会総会閉会いたします。</p>
------------	---